

遊漁規則一部改正新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)和内共第37号

改正後	現 行
<p>(遊漁の承認および遊漁料の納付義務) 第2条 略 2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭又は電子申請でしなければならない。</p> <p>3、4 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 略 2 遊漁料の納付は次に掲げる場所若しくは組合の指定する場所又は方法においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(遊漁承認に関する事項) 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号一1又は2による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。(電子交付を含む。)</p> <p>2 略</p> <p>(遊漁に際し守るべき事項) 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、遊漁承認証の電子交付を受けた遊漁者にとっては、遊漁する場合には、遊漁承認証の電子データを携帯し、漁場監視員の要求があった時は、遊漁承認証を表示したスマートフォン等の画面を提示することができる。</p> <p>2、3 略</p> <p>別記様式第1号一(電子申請以外の場合) 略</p> <p>別記様式第1号二(電子申請の場合) 表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">紀ノ川漁業協同組合 紀ノ川漁協(年券・日券の別 魚種名)</p> <p>有効期限 ____年 ____月 ____日</p> </div>	<p>(遊漁の承認および遊漁料の納付義務) 第2条 略 2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭でなければならない。</p> <p>3、4 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 略 2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(遊漁承認に関する事項) 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(遊漁に際し守るべき事項) 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>様式(1) 略</p> <p>新設</p>

裏

注 意

1. この遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
2. この遊漁承認証は万一紛失しても再発行はしないものとする。
3. 漁場監視員の要求があれば直ちに提示しなければならない。
4. 遊漁者は遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
5. 遊漁者が遊漁に際しては必ず遊漁承認証を携帯せねばならない。

別記様式第2号 略

様式(2) 略